

○富士市環境基本条例
平成12年12月12日
条例第55号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針(第7条)

第2節 環境基本計画等(第8条—第10条)

第3節 環境の保全及び創造の総合的推進のための施策(第11条—第23条)

第3章 環境審議会(第24条—第31条)

第4章 雑則(第32条)

附則

私たちのまち富士市は、雄大な富士山と駿河湾に抱かれ、温暖な気候と豊富な地下水や森林資源に恵まれ、古くから紙のまちとして発展を遂げてきた。しかしながら、20世紀後半、産業の飛躍的発展の過程において、多くの環境問題を誘発する結果となった。近年私たちは、日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを追求するあまり、多くの資源とエネルギーを消費している。私たちは、この地球上の生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けている反面、自らは地域環境はもとより地球環境にも大きな負荷を与えてきた。私たちは、このことを深く認識し、現在の生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指し、すべての人々が協力しながら、それぞれの責務を果たしていかなければならない。ここに、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とし、地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が、過去の世代から受け継いだ富士山の恵みをはじめとする良好な環境を永遠に継承するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「富士山の恵み」とは、富士山から駿河湾に至るまでの森林、地下水、水産資源、地形、景観、歴史、文化等の有形又は無形の恵みをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境が資源として有限であることを認識して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、富士山の恵みにより暮らしていることを認識して、この恵みを良好な状態で永遠に継承していくことを目的に行われなければならない。

5 環境の保全及び創造は、地域環境が地球環境と密接に関わっていることを認識して、すべての日常生活や事業活動において、地球環境保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、富士山の恵みを生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、富士山の恵みを生かした環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、富士山の恵みを生かした環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種施策の相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 産業型公害、都市・生活型公害等を防止するとともに、新たな環境汚染を防止し、良好な生活環境を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保、希少野生生物の保護及び森林、農地、水辺、地下水等の保全を図り、質の高い自然環境を確保すること。

(3) 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び環境配慮型の施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。

(4) 市、市民及び事業者が人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の振興を図ること。

(5) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、富士市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市民等は、年次報告書についての意見書を提出することができる。

3 市長は、年次報告書について、富士市環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市民等の意見書が提出されているときは、市長は、これを当該審議会に報告しなければならない。

4 市長は、年次報告書について富士市環境審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境の保全及び創造の総合的推進のための施策

(推進体制の整備)

第11条 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民等の意見の反映)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

第13条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第14条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動の意欲が増進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、必要な監視、測定、検査等の体制を整備するとともに、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第13条に規定する市民等の活動の促進並びに第14条に規定する教育及び学習の振興に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第17条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に率先して取り組むものとする。

(規制の措置)

第19条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者に係る環境への事前配慮)

第20条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者があらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境政策推進委員会)

第23条 市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、富士市環境政策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 前2項に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、富士市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境基本計画の年次報告書に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において必要と認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 事業者及び事業者団体の代表

(3) 市民代表

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

5 委員の再任は、妨げない。

- 6 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(一部改正〔平成26年条例35号・30年43号〕)

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第28条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
(追加〔平成30年条例43号〕)

(部会)

第29条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
(一部改正〔平成30年条例43号〕)

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境部環境総務課で処理する。

(一部改正〔平成15年条例3号・16年3号・19年26号・30年43号〕)

(補則)

第31条 この章に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成30年条例43号〕)

第4章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例43号〕)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
(富士市環境審議会条例の廃止)
- 2 富士市環境審議会条例(平成6年富士市条例第29号)は、廃止する。
(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に富士市環境審議会条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命されている者は、この条例の施行の日に第26条第2項の規定により委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第26条第3項の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。

(富士川町の編入に伴う経過措置)

4 富士川町の編入の日以後第26条第2項の規定により最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成22年7月31日までとする。

(追加〔平成20年条例61号〕)

附則(平成15年3月26日条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成16年3月23日条例第3号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成19年9月28日条例第26号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成20年9月30日条例第61号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附則(平成26年12月9日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成30年6月29日条例第43号)

この条例は、平成30年8月1日から施行する。